

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 技術対話（2回目）における質問に対する回答

番号	資料名	ページ 番号	大項目	項目名	質問内容	回答
1	実施方針の 質問に対する 回答			番号272, 274, 279	実施方針の質問に対する回答の番号272より、本業務の実施に必要な範囲で使用できる土地に関して、「天日乾燥床に隣接する土地の一部が使用可能な範囲です。一時的な使用かつ施設の利用（浄水汚泥の排出及び汚泥残滓の運搬）、日常の点検業務及び別途工事等に支障が無いことに限り認めます。」との回答がございました。また、番号279にて、「本業務に必要な範囲とは、仮設事務所、資材置場、駐車場を含むとの理解で宜しいでしょうか。」との質問に対して、ご理解のとおりです。との回答をいただいております。 そこで、仮設事務所、資材置場、駐車場の検討にあたり、以下についてご教示ください。 ・天日乾燥床に隣接する土地の一部の具体的な位置・広さ ・その付近で現在実施されている日常点検の内容とルート、想定されている別途工事の内容・時期	資料1のとおりです。 日常点検の内容は、目視巡回点検を行い、必要に応じ、天日乾燥床の切替、残滓（ざんし）のかき集め、また業者による残滓運搬や天日乾燥床のクラック補修等を行うこともあります。 その他、一時的な使用については、契約後の協議により調整します。
2	要求水準書	3			既設電気室（監視室）の更新後における撤去設備をご教示をお願いします。	撤去範囲については、更新後に不要となる設備とし、それらの作業は工期内で対応いたします。 既設電気ケーブル等に関する図面は、資料2のとおりです。
3	要求水準書	3	第1	2 (3) ②既存施設の取り扱い	第1回技術対話の回答（番号34）にて、既設テレメータ接続方法が「自社施工」または「市による別途発注」の選択となっております。 全グループが同一の施工条件・金額条件で入札できる公平性の観点から、「市による別途発注」を原則とし、本事業の業務限度額を144億円へ変更して頂きたい。	令和7年12月26日に公表した技術対話における質問に対する回答番号34のとおりです。既存テレメータとの接続工事やそれに関連する内容は評価の対象外とします。
4	要求水準書	3	第1	2 (3) ②	第2水源（伏流水）及び第3水源（1～12号井）が継続使用、導水管も継続使用で、更新水源浄水場の導水に必要となる管路は本業務の対象とありますが、現在3号井導水管は第2水源（伏流水）導水管に途中で接続していると現場見学時にお聞きしました。 この場合、現状の合流した導水管を運用するという考えでよろしいでしょうか。ただし、要求水準書、図4 既設浄水場概略処理フローとは異なります。	第3水源3号井の単独導水管は使用可能なものとして提案してください（要求水準書 図4 既存浄水場概略処理フローの通り）。
5	要求水準書	3	第1	2 (3) ②	上記で、各水源からそれぞれ導水する場合は第3水源3号井導水管も単独で布設することになります。第3水源3号井導水管が現状使用できない状況である場合は、既設導水管を布設替え又は更生等が必要になりますが、既設管の更新費用は予算に見込まれていますでしょうか。	第3水源3号井の単独導水管は使用可能なものとして提案してください。 なお、単独導水管を使用可能にする対応は水道課にて行います。
6	要求水準書	3	第1	2 (3) ②	取水施設のその他の欄に「既存ポンプ設備等に変更が必要な場合は本業務の対象」と記載があります。深井戸1号井について、実施方針の表9.1では、計画取水量1,400m ³ /日とあります。基本設計の導水管検討では2,016m ³ /日の取水量に対しポンプ能力不足の結果となっております。また、市ヒアリングや管理台帳では1,000m ³ /日程度と記載されています。 1号井導水管の検討に用いる水量は1,400m ³ /日としてよろしいでしょうか。 また、1号導水ポンプは新設時から揚水量が減少しているようですが、現状の揚水量についてご教示願います。	深井戸1号井の導水管の検討に用いる水量は1,400m ³ /日で検討してください。 なお、深井戸1号井の現状の取水量は約450m ³ /日です。
7	要求水準書	3	第1	2 (3) ②	継続利用の対象となっている既設管理棟について、切替後も建築電源の供給が必要と考えています。 一方でアクアルームについては、切替後の建築電源供給は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	要求水準書	6	第1	2 (3) ③ 表2	施工の対象業務として「工事監理」（土木、建築、機械、電気）とありますが、建築は建築基準法に規定される工事監理、土木、機械、電気は工事管理の認識でよいでしょうか。 工事監理（管理）は重点監理（管理）という理解でよろしいでしょうか。また、発注者が行う業務を教えてください。	ご理解のとおりです。 なお、実施にあたっては事前にセルフモニタリング計画書を提出してください。 発注者においては、定例会議の出席や出来形（出来高）確認の立会、受注者より提出された各種書類（受注者側で精査をした書類）の確認等を行います。
9	要求水準書	24	第2	3 (3) 建築構造物エ	施設出入口及び施設内の各室におけるセキュリティ管理は、必要に応じて錠前（鍵）管理と考えてよろしいでしょうか。	提案事項となります。
10	要求水準書	26	第2	3 (3) 建築構造物ム	既存施設において、各施設間への連絡網として、インターホンが設置されていましたが、各施設間の連絡手段として、現在使用されていますでしょうか。 要求水準書に記載がありませんでしたので、更新施設での可否をご教示願います。	各施設間のインターホンは現在使用していません。 正門のインターホンは継続利用を想定していますが、その他は提案事項とします。
11	要求水準書	26	第2	3 (3) 建築構造物ム	テレビ共聴設備、電話設備、放送設備につきましては要求水準書に記載がありませんでしたので、不要との理解でよろしいでしょうか。	要求水準としては求めませんが、提案を拒むものではありません。継続使用施設（管理棟内執務室）については、現状維持としてください。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 技術対話（2回目）における質問に対する回答

番号	資料名	ページ 番号	大項目	項目名	質問内容	回答
12	要求水準書	27	第2	3 (3) 薬品注入設備 ア項	新設浄水場運転の参考にしたいため、既設で使用しているPACの種類をご教示願います。	多木化学株式会社のポリ塩化アルミニウム PAC250Aです。
13	要求水準書	31	第2	3 (3) 監視カメラ	各施設における設計要求事項のその他について「主要な浄水処理施設は、濁度監視等を目的として、中央制御室から監視カメラで監視できるようにすること。」と記載がありますが、「濁度監視等を目的として」という記載については、濁度計等の計測機器による定量的監視を補完するものとして、カメラ映像による水面状況の目視確認（濁水の流出状況、ブロック状態、異常の兆候確認等）を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	要求水準書	36	第2	4 (2) ③工事工程	質問回答のNo.416には、工期変更を「契約後に協議とする」とあります。事業スケジュールに関し、当グループ内に於いて精査したところ4年6月の工程内での完成には到底無理があり現実的な工程と考えておりません。 また、グループ各社のコンプライアンスに於いては実工期での決済が必須となっており契約後協議による変更は認められないことから事業スケジュールの見直しを改めて要望いたします。 併せて協議が成立しない場合には、遅延違約金の対象となるリスクが懸念されます。	令和7年10月31日に公表した募集要項に関する質問に対する回答番号416のとおりです。
15	要求水準書	36	第2	4 (2) ③工事工程	工程の短縮等を検討する上で、更新用地に市道を挟んである農地は、工事期間中の借地等（目的：資材置き場、市道の付け替え道路）として地権者から借地協力を得ることが可能でしょうか。 可能な場合は、補償費用及び算出費用は、設計変更の対象となると理解してよろしいでしょうか。	必要に応じて借地していただくことは問題ありません。また、農地の一時転用手続き等、必要に応じて市も協力します。ただし、借地に伴う費用は提案内容に含むものとし、借地に関する交渉等は事業者にて行ってください。
16	要求水準書	36	第2	4 (2) ③工事工程	協議により工期の延長が認められた場合、それに伴う現場維持費等の増工は認められるのでしょうか。	必要に応じて協議を行います。
17	要求水準書	39			既設浄水場敷地内へ入場しない作業関係者は、腸内細菌検査は不要と考えてよろしいでしょうか。	原則、既設管理棟での打合せ時や、駐車場利用などの一時的な利用であれば必要ありませんが、作業内容にもよるため事前に確認をお願いします。
18	要求水準書				工事期間中の排水の下水処理費の計上は必要でしょうか。	事業者にて排水先を確認してください。費用が発生する場合は事業者負担となります。
19	技術提案書 作成要領及 び様式集	3			提案書の副本についてはグループ名など企業名を伏せて提出することになっています。正本の1部のみグループ名の記載が可能と理解しましたが、提出にあたっては、正本に企業名などの対応表を添付することでも問題ないでしょうか。 例：●●建設⇒A社、▲▲機械⇒B社、■■電気⇒C社といった表を添付	企業名などの対応表の添付による正本の提出は不可とします。
20	技術提案書 作成要領及 び様式集	31		様式IV-2-2 実施計画に対する提案	評価の視点において、①業務実施体制の中で長期にわたる事業実施とあります。長期とは本事業終了の令和13年3月31日までとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	技術提案書 作成要領及 び様式集	31			技術提案書作成要領及び様式集のP31（様式IV-2-2）の文中にある統括責任者とは要求水準書等で記載されている統括責任者と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。技術提案書作成要領及び様式集のP31に記載の統括責任者は、統括責任者と読み替えてください。
22	技術対話 における質問 に対する回答	2		番号11 送水ポンプ	「圧力を取り出している場所は、【資料3】水源浄水場配管図のとおりです。また、流量計室の深さは、【資料4】のとおりです。また、断面図やレベル表記が記載されている図面は、追加で提供した送水管の図面となります。その他の資料はありません。」と回答いただきましたが、要求水準書16頁、表6 水源浄水場配水先の諸元に記載の富士松配水区の管理目標圧力は、【資料5】配水流量計、圧力計に記載の以下のどちらでしょうか。 ・配水圧力取出口 ・配水圧力計	配水圧力計です。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 技術対話（2回目）における質問に対する回答

番号	資料名	ページ 番号	大項目	項目名	質問内容	回答
23	技術対話における質問に対する回答	2		番号16 試運転水量	「令和7年11月現在、すべての深井戸が稼働しているため、1,000m ³ /日程度は可能であると考えております。県水の使用に関しては契約後の協議によるものとなります。使用可能水量は1,000m ³ /日と想定して提案してください。」と回答いただきましたが、更新用地内に新たに深井戸のさく井工事を、別途発注することを予定されていて、水量：80m ³ /時（1,920m ³ /日）程度追加で取水計画されているということですが、新たな深井戸設置後は公表いただいた使用できる水量に加え1,500m ³ /日程度、原水または浄水を提供いただける計画を認めていただくことは可能でしょうか。	使用可能な水量は、これまでの回答のとおり1,000m ³ /日と想定して提案してください。ただし、現時点では予定ですが、新たな深井戸が設置されれば、公表している浄水または原水1,000m ³ /日程度に加えて、原水1,000m ³ /日の提供が可能であると考えております。ただし、他の深井戸ポンプ等の故障がない場合に限りです。
24	技術対話における質問に対する回答	3		番号20 送水ポンプ	送水ポンプのウォーターハンマーの検討において、いただいた平面図やかりマップ等から検討するにあたり、マップ上に空気弁があることが読み取れます。これらの仕様（口径）についてご教示ください。	資料3のとおりです。
25	技術対話における質問に対する回答	3		番号20 送水ポンプ	送水ポンプのウォーターハンマーの検討において、いただいた平面図やかりマップ等から検討するにあたり、マップ上に空気弁があることが読み取れます。これらは正常に機能しているものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	技術対話における質問に対する回答	16			試運転時に使用可能な1,000m ³ /日は、原水と浄水のいずれかに限定されていますでしょうか。	原水、浄水を区別せず、1,000m ³ /日が上限となります。
27	提供資料地質調査報告書				現時点の地質調査に基づく整理では、支持地盤は Dgs1 層以深を前提としておりますが、詳細設計段階の追加確認により、支持条件や杭諸元等の検討前提が客観的に変動する可能性も想定しております。 その場合の取り扱いについて、設計と条件の変動として事業条件面での整理・協議の枠組み（例：算定の考え方の確認、必要に応じた事業条件の再整理）を適用可能とする基本のお考えを、ご教示いただけますでしょうか。	調査業務の結果により、必要に応じて協議を行います。
28				アナログ専用回線サービスの終了に伴うデジタル化への更新について	発注者より	NTTによるアナログ専用回線サービス終了に伴うシステム改築については、実施方針の質問に対する回答の番号32の通り本事業の対象外ですが、アナログ回線終了に伴い、デジタル回線の使用を予定しています。システム改築は令和9年及び令和10年に水道課にて実施予定です。
29				技術提案書の受付期間について	発注者より	技術提案書の受付期間は、令和8年4月20日(月)から令和8年5月11日(月)午後5時としており、軽微な不備の修正及び不足する資料の追加提出は令和8年5月18日(月)としています。 提出が受付期間の後半になると、軽微な修正を行う期間が短くなるため、受付期間中の早い段階で提出することをおすすめします。